

加東市サイクリング協会 会則

第1条（名称）

本会は、加東市サイクリング協会と称する。（以下「本協会」という。）
（英文名は、RIDE KATO Project TEAMとする。）

第2条（事務所）

本協会の事務局を、兵庫県加東市河高4028番地 加東市観光案内所内に置く。

第3条（目的）

本協会は下記の事項を目的に活動を行う。

- 1 会員相互の交流を図ることで、体力・技術を向上させる。
- 2 加東市内のサイクリング環境の整備・安全運転技術向上に伴う活動を行う。
- 3 加東市を中心とした北播磨地域のサイクリングの普及、奨励、認知度向上に貢献する。
- 4 関係機関及び各種団体との連携を行い、サイクルツーリズムの発展に寄与する。

第4条（事業）

本協会は、目的達成のために次の事業を行う。

- 1 スポーツサイクルに関する行事を地域、職域、団体、個人、種類を問わず実施する。
- 2 スポーツサイクルに関する調査及び研究。
- 3 サイクリング関連情報の提供。
- 4 関係者との連携。
- 5 その他、目的達成のために必要な事業。

第5条（会員資格）

本協会はスポーツサイクルを楽しむことができ、本会の目的に賛同する者であれば性別、年齢（但し、18歳以下の者は保護者の同意が必要）を問わず会員になれる。

第6条（会 費）

会費は、無料とする。但し、イベント等への参加については、会員各自が都度負担する。

第7条（会員の責任）

会員は、自己責任において行動並びに、安全に活動するものとし、本協会は、諸行事における事故の責任を負わないものとする。

第8条（会員資格の喪失）

次の事項に該当する会員は、会員資格を失う。

- 1 本人からの退会の申し出があったとき。
- 2 死亡及び失踪宣告を受けたとき。
- 3 除名されたとき。

第9条（除 名）

会員に次の事項のいずれかに該当する行為があった場合、本協会は、当該会員を総会の議決により除名することができる。

- 1 本協会の目的及び義務に反するような行為をしたとき。
- 2 本協会の名誉を毀損したとき。
- 3 その他処分を至当とする行為があり、当協会が決定した場合。

第10条（会 計）

1 本協会の経費は次をもってこれに充てる。

- (1) 寄付金
- (2) 補助金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

2 本協会の会計期間は4月1日から翌年3月31日までとする。

第11条（組 織）

本協会は、会員及び役員によって構成する。

第12条（役 員）

1 本協会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名

- (3) 会 計 1名
- (4) 監 事 1名
- (5) 委 員 若干名

2 前項に定めるほか、顧問を置くことができる。

第13条（役員を選出）

役員を選出は、会員相互の互選によるものとし、総会の承認を得るものとする。また、その任期は1年とし、再任は妨げない。

第14条（役員職務）

- 1 役員職務は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、本協会を代表し会務を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - (3) 会計は、本協会の会計事務を処理する。
 - (4) 監事は、本協会の会計及び事務を監査する。
 - (5) 委員は、円滑な当協会運営及び普及に尽力する。
- 2 役員に欠損が生じた場合は、臨時総会において定めた順序により、その職務を代行する。

第15条（解任）

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、臨時総会の決議によりこれを解任することができる。

- 1 心身故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- 2 職務上の義務違反、その他役員たるに適しない非行があると認められるとき

第16条（総会）

- 1 総会は、会員、役員をもって構成する。
- 2 総会は、毎年1回会長が招集する。ただし、必要に応じて臨時に召集することが出来る。
- 3 総会の議長は、会長があたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 会則の制定及び改廃
 - (2) 事業報告及び収支決算の承認
 - (3) 事業計画及び収支予算の承認
 - (4) 役員承認

(5) その他、会長が必要と認めた本協会の重要事項

5 総会の議決は、総会出席者（書面、ファクシミリもしくは電磁的方法により事前に意思表示のあった者は出席者とする）の過半数により議決する。ただし、同数の場合は、議長がこれを決定する

第17条（役員会）

1 当協会に役員会を置く

2 役員会は、すべての役員をもって構成する

3 役員会は、この会則に定めるもののほか、次に掲げる事項を決議する。

(1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項

(2) 当協会の業務執行の決定

(3) 役員職務の執行の監督

(4) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(5) この会則に定めるもののほか、当協会の運営に必要な事項

第18条（事業年度及び会計年度）

本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第19条（その他）

本会則の定めのない事項については、役員協議のうえ、総会において決定する。

（附 則）

本会則は令和3年8月1日から施行する。